

新型コロナウイルス感染症に係る対応

令和5年度福井県立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症に係る対応は次のとおりとする。

1 受験生が新型コロナウイルス感染症に罹患したとき（濃厚接触者を含む。）

新型コロナウイルス感染症に罹患した者あるいは濃厚接触者と判定された者は、速やかに中学校長を通じて出願先県立高校長にその旨を連絡すること。また、連絡を受けた県立高校長は、速やかに教育委員会に連絡すること。

2 受験について

(1) 受験できない者について

新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中または宿泊療養施設や自宅において療養中の者、保健所から濃厚接触者と判定された者および同居家族に陽性者が出た者については受験できない。ただし、濃厚接触者および同居家族に陽性者が出た者のうちPCR検査で「陰性かつ受験日も無症状の者」または「感染状況など地域の実情に応じて、自治体の判断により積極的疫学調査が行われていないため、行政検査（自治体または自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査）を受けていないが、受験日も無症状の者」は除く。

(2) 受験できない者に対する対応について

ア 新型コロナウイルス感染症に罹患または濃厚接触者と判定され、一般入学者選抜（追検査を含む。）を受験できなかった者に対し、特別検査を実施する。

イ 新型コロナウイルス感染症に罹患または濃厚接触者と判定され、一般入学者選抜（追検査を含む。）で不合格となり、第2次募集を受験できなかった者、あるいは特別検査で不合格となった者に対し、特別検査第2次募集を実施する。

ウ 新型コロナウイルス感染症に罹患または濃厚接触者と判定され、連携型中高一貫教育校入学者選抜を受験できなかった者に対し、連携型中高一貫教育校入学者選抜追検査（以下「中高一貫追検査」という。）等を実施する。なお、中高一貫追検査等は次のとおりとする。

- ・中高一貫追検査等は、面接、作文および調査書により行う。
- ・中高一貫追検査等は、出願先の県立高校において、令和5年2月16日（木）午後1時以降に実施する。
- ・中高一貫追検査等の受験を希望する者は、令和5年1月17日（火）正午までに中学校長を通じて出願先の県立高校長にその旨を電話で申し出る。中学校長は、1月17日（火）午後4時までに受験の理由を証明する書類（医師の診断書）および受験票の写しを添えて、出願先の県立高校長に提出する。

3 各入学者選抜受験日の対応について

- (1) 濃厚接触者のうちPCR検査で陰性かつ受験日も無症状である場合は、別室受験とする。
- (2) 受験会場入校時の検温で37.5度以上の熱がある場合は、別室受験とする。

4 特別検査について

(1) 学力検査等

特別検査の学力検査等は、令和5年3月7日（火）に出願先の県立高校で実施する。

(2) 選抜の方法

特別検査の学力検査の成績等および中学校長から提出された調査書を資料として選抜する。

(3) 合格者の発表

県立高校長は、令和5年3月8日（水）午後2時以降に、中学校長を通じ本人に通知するものとする。

5 特別検査第2次募集について

(1) 出願できる学校および学科

志願者は、令和5年2月22日（水）に教育委員会が発表した学校および学科に出願できるものとする。

(2) 出願期間

出願の受付期間は、令和5年3月10日（金）午前9時から午後4時までとする。

(3) 出願手続

ア 志願者の行う手続

(ア) 志願者は、福井県立高等学校入学願書（特別検査第2次募集）（様式第10号。以下「入学願書」という。）に必要事項を記入し、中学校長の証明印を得て、出願期間中に、出願先の県立高校長に提出すること。なお、定時制の課程に出願する場合は、受験に関する事前説明実施証明書（様式定第1号）または受験に関する事前説明免除申請書（様式定第2号）を添付すること。

(イ) 入学願書には、入学審査料として、1,500円分の福井県証紙を貼り付けること。この場合において、その証紙に消印をしてはならない。

イ 中学校長の行う手続

(ア) 中学校長は、入学願書の記載事項に誤りのないことを確認し、所定事項の記入および証明を行う。

(イ) 中学校長は、志願者について、福井県立高等学校入学志願者調査書（様式第1号）により調査書を作成すること。この場合において、生徒指導要録、健康診断票その他必要な資料に基づいて、厳正かつ公正に作成しなければならない。

(ウ) 定時制の課程に入学を志願する者で、高等学校での修得単位があるものは、当該高等学校長の発行する単位修得および成績証明書（様式定通第1-1号または様式定通第1-2号）をもって調査書に代えることができる。

(エ) 中学校長は、調査書を出願先の県立高校長に提出すること。

ウ 県立高校長の処理

県立高校長は、入学願書の提出を受けた場合において、記載事項について適正であると認めるときは、これを受理し、受付番号を付した上で、志願者に受付票を交付する。

(4) 選抜の方法

一般入学者選抜（追検査を含む。）あるいは特別検査の学力検査の結果および中学校長から提出された調査書を資料として選抜する。

(5) 合格者の発表

県立高校長は、令和5年3月13日(月)午後2時に、中学校長を通じ本人に通知するものとする。

6 他の都道府県（国外を含む。）からの受験生への対応について

他の都道府県（国外を含む。）から受験をする場合は、受験日の2週間前から毎日検温するなど体調管理を行い、不要不急の外出の自粛、感染リスクの高い場所に入ることを避ける等、感染防止対策を徹底すること。

7 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関しては、現段階で不明な点も多く、日々状況が変化しており、対応についても、今後、変更となる可能性があるので、留意すること。
- (2) 学力検査等に関する事項を変更する場合は、福井県教育庁高校教育課ホームページ(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/koukou/index.html>)にて速やかに公表する。